平成２４年（フ）第４８５号
大阪市北区長柄東３丁目２番７―204号
債務者　飯田　秀子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８号
大阪府東大阪市高井田28番39―303号
債務者　櫻井　一道
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55―1201号
債務者　瀬野　英子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１号
大阪府茨木市新堂１丁目７番19号
債務者　内尾　幸泰
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７号
大阪市平野区喜連５丁目５番50号　樋口アパート25号
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８号
大阪府寝屋川市点野３丁目３番21号
債務者　畑中　克己
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３号
大阪府大阪市西淀川区出来島３丁目２番４―602号
債務者　細川　佳織（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９号
大阪府枚方市山之上北町５番２―502号
債務者　稲垣美智子（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番24―704号、前住所大阪府河内長野市南ケ丘16番５号
債務者　山口八重子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８０号
堺市西区北条町１丁30番49号
債務者　大章運送こと　大久保圭章
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５８号
大阪府高石市取石３丁目３番１―103号
債務者　川端　繁信
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３８号
堺市南区原山台１丁４番４―309号、前住所大阪府大阪狭山市大野台７丁目11番１号
債務者　藤村　眞弓
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０５号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番４号
債務者　らってファームこと　遠藤　孔夫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１１号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目２番23号、前住所大阪府羽曳野市河原城784番地の14
債務者　下田新男商店こと　下田　新男
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
大阪府高石市綾園１丁目12番３―503号
債務者　Ｐａｙｅｅ＆Ｐａｙｅｒｓこと　宮南　修
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
堺市南区城山台５丁目１番１号、住民票上の住所大阪府東大阪市永和２丁目５番11号　新橋本荘１号
債務者　豊田　洋子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
大阪府高石市綾園２丁目７番11―303号
債務者　近藤　伸枝（旧姓納谷）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
山形県鶴岡市道田町３番35号
債務者　工藤田鶴生
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部